

2023年4月21日

株式売渡請求に関する事前開示書類

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

東京都港区南青山二丁目13番10号  
株式会社カッシーナ・イクスシー  
代表取締役社長 アレッシオ・ジャコメル

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマットライフ」といいます。）から、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員（但し、ユニマットライフ及び当社を除きます。以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「当社株式」といい、売渡株主が所有する当社株式を、以下「売渡株式」といいます。）の全部をユニマットライフに売り渡すことの請求（以下「売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受け、2023年4月7日付で、会社法第370条及び当社の定款第27条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、売渡請求を承認することを決議いたしました。

売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第33条の7に定める事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名 称：株式会社ユニマットライフ

住 所：東京都港区南青山二丁目12番14号

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

(1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

(2) 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、同項第3号）

ユニマットライフは、売渡株主に対し、売渡株式の対価（以下「売渡対価」といいます。）として、その有する売渡株式1株につき1,220円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

( 4 ) 特別支配株主が売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号)

2023 年 5 月 12 日

( 5 ) 売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号)

ユニマットライフは、売渡対価の支払のため、2023 年 3 月 30 日付で株式会社東日本銀行(以下「東日本銀行」といいます。)との間で締結した金銭消費貸借契約書に基づき、東日本銀行から、売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しており、また、同日以降、売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

( 6 ) 株式売渡請求に係る取引条件(会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号)

売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付いたします。

但し、当該方法により売渡対価の交付ができなかった売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(但し、売渡対価の交付についてユニマットライフが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)売渡対価を交付いたします。

3 . 売渡対価の総額の相当性に関する事項及び売渡請求の承認に当たり売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 1 号)

( 1 ) 売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

売渡請求は、ユニマットライフが 2023 年 2 月 10 日から 2023 年 3 月 27 日までを買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関し、当社が 2023 年 2 月 9 日付で公表いたしました「支配株主である株式会社ユニマットライフによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」(2023 年 2 月 27 日に公表しました「(訂正)「支配株主である株式会社ユニマットライフによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」による変更を含み、以下「本意見表明プレスリリース」といいます。

す。)の「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、ユニマットライフが当社株式の全て(但し、ユニマットライフが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われるものであり、売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格(1,220円)その他の取引条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであるとの結論に至りました。

#### ( ) 検討体制の構築の経緯

当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2022年10月4日付でユニマットライフから意向表明書を受領し、ユニマットライフから本公開買付けの実施を前提に本取引の本格的な検討を開始したい旨の意向が伝えられるとともに、本取引の提案に至った背景及び本取引の意義・目的について初期的説明が行われたところ、これに対して当社は、本取引を実施することが当社の企業価値向上に資する可能性があると考え、翌日に本取引について検討する旨を回答し、ユニマットライフと当社は本取引に向けた具体的な協議・検討を開始するにあたって、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2022年10月上旬に、ユニマットグループ(注1)及び応募予定株主(注2)から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、2022年11月下旬に、ユニマットグループ及び応募予定株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として東京共同会計事務所をそれぞれ選任いたしました。さらに、TMI総合法律事務所の助言も踏まえ、ユニマットライフが当社の支配株主(親会社)であり、本取引が構造的な利益相反の問題が存在する取引に該当することに鑑み、当社取締役会において本取引の是非につき審議及び決議を行うに先立ち、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2022年10月20日開催の取締役会決議により、ユニマットグループ及び応募予定株主から独立した、当社の社外監査役である稲田英一郎氏(公認会

計士、稲田公認会計士・税理士事務所)並びに外部の有識者である小池良輔氏(弁護士、奥野総合法律事務所)及び川井隆史氏(公認会計士、T Aマネージメント、かわい公認会計士・税理士事務所)の3名によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。

(注1)「ユニマットグループ」とは、ユニマットライフ及びその子会社 3 社によって構成される企業集団(当社及び当社の完全子会社である株式会社エスエムダブリュ・ジャパン(以下「エスエムダブリュ・ジャパン」といい、当社と併せて「当社グループ」といいます。))を含みます。)をいいます。以下、ユニマットグループの記載について同じです。

(注2)「応募予定株主」とは、2023年2月9日現在の、当社の第2位株主である Cassina S.p.A.(以下「カッシーナ社」といいます。)(所有株式数:480,000株、所有割合(注3):12.65%)、当社の第3位株主である高橋洋二氏(所有株式数:207,120株、所有割合:5.46%)、当社の第6位株主である高橋章恵氏(所有株式数:49,100株、所有割合:1.29%)、及び当社の第7位株主である株式会社マラルンガ(所有株式数:33,700株、所有割合:0.89%)の総称をいい、ユニマットライフは、各応募予定株主との間で、2023年2月9日付で、それぞれ応募契約を締結し、各応募予定株主が所有する当社株式の全て(所有株式数の合計:769,920株、所有割合:20.29%、以下「応募株式」といいます。)について、本公開買付けに応募する旨を合意したとのことです。以下、応募予定株主の記載について同じです。

(注3)「所有割合」とは、当社が2023年2月9日に公表しました「2022年12月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2022年12月31日現在の当社の発行済株式総数(4,091,100株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(296,985株)を控除した株式数(3,794,115株)に占める割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入しております。)。以下、所有割合の記載について同じです。

#### ( ) 検討・交渉の経緯

上記の体制の下で、当社は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針やユニマットライフから公開買付け価格を含む本取引の条件についての提案を受けたとき等の交渉上重要な局面における意見・指示・要請等に基づいて、東京共同会計事務所及びT M I 総合法律事務所の助言を受けながら、本取引の意義・目的、本取引後の経営体制・方針、本公開買付け価格を含む本取引の諸条件等について、ユニマットライフとの間で複数回にわたる協議・検討を重ねてまいりました。

具体的には、当社は、本特別委員会を通じてユニマットライフ及び株式会社ユニマットホールディング(以下「ユニマットホールディング」といい、ユニマットライフと総称して、

以下「ユニマットライフら」といいます。)に対するヒアリングを実施し、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等について説明を受け、これに対する質疑応答を行いました。また、本公開買付価格については、当社は、2023年1月6日にユニマットライフから本公開買付価格を1,000円とする旨の提案を受けた後、東京共同会計事務所から当社株式の株式価値に係る試算結果の報告や本特別委員会の意見も踏まえ慎重に検討した結果、2023年1月10日、当該価格は本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準でないと考えられることから、本公開買付価格の引き上げ要請をいたしました。その後、2023年1月16日、ユニマットライフから本公開買付価格を1,050円とする旨の再提案を受けたため、当社は、本特別委員会の意見を踏まえて当該提案を再検討した結果、当該価格は東京共同会計事務所がディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)により試算された当社株式の株式価値の下限を大幅に下回っており、依然として当社株式の本源的価値に比して著しく低廉であると考えていることから、2023年1月16日、本公開買付価格の引き上げの再検討を要請いたしました。その後、2023年1月25日、ユニマットライフから本公開買付価格を1,100円とする旨の再提案を受けたため、当社は、本特別委員会の意見を踏まえて当該提案を再検討した結果、当該価格は依然として東京共同会計事務所がDCF法により試算した当社株式の株式価値の下限を大幅に下回っており、当社株式の本源的価値に比して著しく低廉であることや、当社株式の市場株価の水準等(PBR(株価純資産倍率)の水準を含みます。)を踏まえ、2023年1月27日、公開買付価格を1,600円に引き上げることを要請いたしました。その後、2023年1月31日、ユニマットライフから本公開買付価格を1,150円としたい旨の再提案を受けたため、当社は、本特別委員会の意見を踏まえてユニマットライフからの提案内容を再検討した結果、ユニマットライフの提案した1,150円は依然として当社の第三者算定機関である東京共同会計事務所がDCF法により試算した当社株式の株式価値の下限を大幅に下回っており、当社株式の本源的価値に比して著しく低廉であることから、2023年2月1日、本公開買付価格を引き上げるよう要請いたしました。その後、2023年2月3日、ユニマットライフから本公開買付価格を1,180円としたい旨の再提案を受けたため、当社は、本特別委員会の意見も踏まえて当該提案を検討した結果、依然として当社の第三者算定機関である東京共同会計事務所がDCF法により試算した当社株式の株式価値の下限を大幅に下回っており、当社株式の本源的価値に比して著しく低廉であることや、ユニマットライフの前回の提案価格からの引き上げ幅が30円にとどまっていることを踏まえ、同日、本公開買付価格を1,350円に引き上げることを要請いたしました。その後、2023年2月6日、ユニマットライフから本公開買付価格を1,200円としたい旨の再提案を受けたため、当社は、当社の第三者算定機関である東京共同会計事務所がDCF法により試算した当社株式の株式価値の下限を下回り、当社株式の本源的価値に比して低廉である価格では応募推奨の意見表明を答申することはできないとの

本特別委員会の意見も踏まえて当該提案を検討した結果、これまでと同様の幅で公開買付価格が引き上げられたとしても、応募推奨の意見を表明することは困難であることを踏まえ、同日、公開買付価格を1,270円に引き上げることを要請いたしました。これを受けて2023年2月8日、ユニマットライフから本公開買付価格を1,220円としたい旨の再提案を受けたため、当社は、当該提案の受領後、本特別委員会との協議も踏まえ、ユニマットライフに対し、同日、本公開買付価格を1,220円とすることで応諾する旨の回答をいたしました。

( ) 当社の意思決定の内容

以上の経緯の下で、当社は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言及び東京共同会計事務所から取得した株式価値算定書(以下「当社株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会より2023年2月9日付で取得した答申書(以下「本答申書」といいます。)において示された本特別委員会の意見を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付価格を含む本取引の取引条件の妥当性について慎重に検討・協議を行いました。

その結果、当社は、2023年2月9日開催の取締役会において、以下の点等を踏まえると、本取引を通じて当社株式を非公開化することが、当社グループの企業価値の向上に資するものであると考えるに至りました。

当社グループが置かれている環境は、コロナ禍による働き方、暮らし方の大きな変化に伴い発生した特需が一巡しているなかで、物流費、光熱費及び原材料の高騰によるコストアップ、さらには円安による輸入原価の上昇等、厳しい環境であると認識しております。このような不透明な経営環境において、本取引を通じて、支配株主であるユニマットライフと当社の一般株主との潜在的な利益相反に対する懸念に留意することなく、ユニマットグループ全体の最適化を目指すための一員として、人的交流により強固な連携関係を構築するとともに、機動的かつ迅速な意思決定環境を整えることにより、当社グループを含むユニマットグループの一体的な事業運営と、経営資源の有効活用が可能となり、当社グループとしての企業価値向上に加えてユニマットグループ全体の企業価値向上に資すると認識するに至りました。

当社が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジー効果は以下のとおりです。

( ) ユニマットグループの経営資源・ノウハウの活用や人的交流を通じた競争力の強化

当社はユニマットライフの上場子会社であるため、当社グループ以外のユニマットグループとの間での当社の独立性維持の観点から、独自の人材採用や育成活動を行い、ユニマットグループとの間の人材交流が少ないといった制約があると考えているところ、非公開化を通じて独立性維持の観点からの制約が解消されることにより、ユニマットグループの人材ネットワークを通じた優秀な人材の紹介を受けることで経営及びマネジメント人材の採用が可能となる効果が期待できるほか、ユニマットグループ内で定期的に情報や意見を交換する場を

設ける等の施策を実施することができるなど、当社においてユニマットグループの経営資源・ノウハウの更なる活用や一層の人的交流が可能となると考えております。

また、ユニマットグループとの一体的な運営を通じて、リゾート施設、スパ施設、マリナー、ゴルフ場等主に富裕層をターゲットとしたビジネスを展開するユニマットグループが有する顧客に対して、当社グループの製品・商品である家具、インテリア製品及びキッチン製品を提供することで、当社グループの更なる事業拡大を見込んでおります。具体的には、カッシーナブランドを冠したホテルの建設及び共同運営やユニマットグループが開発を進めている宮古島のリゾートホテルに設置する家具等のコーディネートその他の空間づくりに関する提案等を行うことができると考えております。

#### ( ) 迅速かつ柔軟性の高い意思決定の実現

当社がユニマットライフの上場子会社である現状においては、当社の支配株主であるユニマットライフと当社の一般株主の間には潜在的な利益相反の関係があるため、当社の意思決定に際しては、当社の一般株主の利益に配慮するべく慎重な判断が求められる等、当社グループを含むユニマットグループとしての利益最大化のための経営上の意思決定を迅速かつ柔軟に行うことが困難な場合がございます。当社は、本取引を通じて当社株式が非公開化されることで、ユニマットライフと当社の一般株主との間の潜在的な利益相反構造が解消され、ユニマットライフと当社の利益を完全に一致させることができる結果、当社グループを含むユニマットグループが目標に掲げる、経営戦略遂行に関する迅速かつ柔軟な意思決定が可能になると考えております。

#### ( ) 当社グループの経営効率の改善

上場会社である当社の独立性維持の観点から、これまで推進が困難であったユニマットグループと一体となった人材配置の最適化を行うことで、当社グループの経営効率の改善が可能になると考えております。

#### ( ) 上場維持コストの負担軽減

当社は、本取引を通じて当社株式が非公開化されることにより、監査費用のほか、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することが可能となります。

また、当社がユニマットグループの上場子会社として上場を維持するための業務やコスト負担は、会社法の改正、コーポレートガバナンス・コードの改訂、新市場区分における上場維持基準等に対応するため年々大きくなっており、当社株式が非公開化されることによって、これらに要する業務及びコスト負担を軽減できると考えております。

当社がユニマットグループと協業して主に富裕層をターゲットとしたビジネスに積極的に

関与し、ユニマットグループの一員としてさらにカッシーナブランドを浸透させていくためには、上記のカッシーナブランドを冠したホテルの建設等の相当規模の投資が必要になることが見込まれるところ、これらの先行投資は、一時的な収益の悪化等、安定的な収益向上を求める当社の既存株主の皆様への期待に沿えない可能性や、短期的には資本市場から十分な評価が得られないことによる株価の不安定化のリスクを伴うほか、これらの先行投資が結果的に当社の中長期的な収益向上につながらなかった場合には当社の企業価値を下落させる可能性があるところ、このようなリスクを当社の一般株主の皆様へ負担させることは必ずしも適切ではないことから、本取引により当社株式を非公開化することが合理的であるとの判断に至りました。なお、上場廃止に伴う一般的なデメリットとして、資本市場から資金調達を行うことができなくなることや、取引先を含む外部からの社会的信用の向上といった上場会社であることによるメリットを享受できなくなることが挙げられますが、当社の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、上場廃止後も信用面に懸念はないと想定され、融資等への影響も軽微と考えられること、取引先等の外部からの信用は、当社が上場会社であるということよりもカッシーナブランド自体や当社がユニマットグループの一員であることによるところが大きいと認識しており、また、上場廃止後も現状と同じくユニマットグループの一員であり続けること等から、上場廃止の影響は限定的と考えております。また、ユニマットライフは本取引により当社の株主をユニマットライフのみとすることを企図しているとのことですが、ユニマットライフによれば、本取引後も引き続き当社及びカッシーナ社の発展のために協力体制を維持していく旨のカッシーナ社の意向が確認されていることであるため、カッシーナ社が当社の株主でなくなることによるデメリットはないと認識しております。

また、当社は、2023年2月9日開催の当社取締役会において、以下( )から( )の点から、本公開買付価格(1,220円)その他の取引条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

( )本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」に記載されている東京共同会計事務所による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回るとともに、DCF法に基づく算定結果の範囲内であること。

( )本公開買付価格は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場における、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2023年2月8日の当社株式の終値940円に対して29.79%(小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、プレミアムの計算において同じです。)同日までの過去1ヶ月間(2023年1月10日



から同年2月8日まで)の終値単純平均値926円(小数点以下を四捨五入しています。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して31.75%、同日までの過去3ヶ月間(2022年11月9日から2023年2月8日まで)の終値単純平均値899円に対して35.71%、同日までの過去6ヶ月間(2022年8月9日から2023年2月8日まで)の終値単純平均値854円に対して42.86%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付価格のプレミアムは、本公開買付けと同種の事例(2021年1月以降に公表され、かつ成立した親会社による上場子会社の非公開化を目的とした公開買付けの事例(22件))におけるプレミアム水準(公表日前営業日の終値、並びに公表日の直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値それぞれからのプレミアム)の中央値(それぞれ46.41%、46.33%、43.33%、44.83%)及び平均値(それぞれ45.67%、45.89%、44.33%、42.03%)に照らしても、合理的な水準のプレミアムが付されていると考えられること。

( )本公開買付価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置がとられており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること。

( )本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、当社とユニマットライフらとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定されていること。

( )本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付価格その他の本取引の取引条件には、妥当性が確保されていると判断されていること。

なお、本公開買付価格は、当社の2022年12月31日現在の簿価純資産から算出した1株当たり純資産額(1,538円)を21%(小数点以下を四捨五入しています。)下回っていますが、当社の同日現在の連結貸借対照表において総資産に占める流動性の低い資産(商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、固定資産)の割合が50.0%(小数点以下第二位を四捨五入しています。)であり、資産売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、仮に当社が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度毀損することが見込まれております。また、純資産額は、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えております。

以上の経緯の下で、当社は、2023年2月9日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格での当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨す

ることを決議いたしました。

その後、当社は、2023年3月28日、ユニマットライフより、本公開買付けの結果について、当社株式1,683,883株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2023年3月31日(本公開買付けの決済の開始日)付で、ユニマットライフの有する当社株式の議決権所有割合(注4)は、93.95%となり、ユニマットライフは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注4)「議決権所有割合」は、当社が2023年3月29日に提出した第44期有価証券報告書に記載された2022年12月31日現在の発行済株式総数(4,091,100株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(296,985株)を控除した株式数(3,794,115株)に係る議決権の数(37,941個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

このような経緯を経て、当社は、ユニマットライフより、2023年4月7日付で、本意見表明プレスリリースの「3 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、2023年4月7日、会社法第370条及び当社の定款第27条による決議(取締役会の決議に代わる書面決議)によって、(i)売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引を行うことが当社の企業価値向上に資するとの判断に至っており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(ii)売渡株式1株につき金1,220円という売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であり、本公開買付価格の決定に際しては、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本取引の公正性を担保するための措置が講じられていることから、売渡株主にとって合理的な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると考えられること、(iii)ユニマットライフは、売渡対価を、東日本銀行からの2,700百万円を限度とした借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)により支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、本銀行融資に係る2023年2月9日付融資証明書を確認し、その後ユニマットライフ及び東日本銀行の間で本銀行融資に係る金銭消費貸借契約が締結されたことを確認した結果、ユニマットライフが売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められること、及び、ユニマットライフによれば、上記金銭消費貸借契約を締結した2023年3月30日以降、売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、ユニマットライフによる売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(iv)売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v)本公開買付けに対する意見表明を決議した時以降2023年

4月7日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、売渡請求は、売渡株主の利益に配慮したものであり、売渡請求の条件等は適正であると判断し、ユニマットライフからの通知のとおり、売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

(2) 売渡請求の承認に当たり売渡株主の利益を害さないように留意した事項

売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として売渡対価を本公開買付け価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、ユニマットライフ及び当社は、当社がユニマットライフの子会社であるため、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、ユニマットライフと当社の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が存在することに鑑み、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、それぞれ以下の措置を実施しております。

また、ユニマットライフは、2023年2月9日現在、ユニマットライフが所有する当社株式及び応募株式の合計が2,650,800株(所有割合:69.87%)となるため、当該株式を控除して、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定していないとのことですが、ユニマットライフ及び当社において以下の乃至の措置を講じていることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことであり、当社としても同様に判断しております。

なお、以下の記載のうち、ユニマットライフにおいて実施した措置については、ユニマットライフから受けた説明に基づくものです。

ユニマットライフにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ユニマットライフは、本公開買付け価格を決定するにあたり、ユニマットグループ及び応募予定株主から独立した第三者算定機関として、ユニマットライフのファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのこと。なお、大和証券は、ユニマットグループ及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのこと。また、ユニマットライフは、ユニマットライフ及び当社において、本項記載の乃至の公正性を担保するための措置を実施し、当社の少数株主の利益に十分配慮されていると考えられることから、大和証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのこと。

大和証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法及び将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法の各手法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、ユニマットライフは大和証券から2023年2月8日付で当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。

大和証券による当社株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 854円～940円
DCF法	: 1,135円～1,366円

市場株価法では、算定基準日を2023年2月8日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の算定基準日の終値940円、直近1ヶ月間（2023年1月10日から2023年2月8日まで）の終値単純平均値926円、直近3ヶ月間（2022年11月9日から2023年2月8日まで）の終値単純平均値899円及び直近6ヶ月間（2022年8月9日から2023年2月8日まで）の終値単純平均値854円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を854円から940円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社から提供された2023年12月期から2025年12月期までの3期分の事業計画、直近までの業績の動向、ユニマットライフが2022年10月下旬から2022年12月上旬の間に当社に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して、2023年12月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を評価し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,135円から1,366円までと算定しているとのことです。なお、DCF法において前提とした当社の将来の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2024年12月期は、主にエスエムダブリュ・ジャパンにおける法人向けコントラクト売上高の増加による営業利益の拡大を見込んでおり、それに伴い運転資本が増加する一方、前年度より設備投資額が減少するため、フリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいるとのことです。2025年12月期は、運転資本及び設備投資額の減少により、フリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、2023年2月9日現在において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

ユニマットライフは、大和証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、ユニマットライフにおいて実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付けの事例（親会社による上場子会社の非公開化を目的とした事例）におけるプレミアム水準の実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する

応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2023年2月9日付の会社法第370条及びユニマットライフの定款第25条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、本公開買付価格を1株当たり1,220円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格1,220円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2023年2月8日の当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値940円に対して29.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値926円に対して31.75%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値899円に対して35.71%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して42.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっているとのことです。

#### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、ユニマットライフから提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、ユニマットグループ及び応募予定株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である東京共同会計事務所に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2023年2月8日付で当社株式価値算定書を取得しております。なお、東京共同会計事務所は、ユニマットグループ及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

当社株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「算定の概要」をご参照ください。

#### 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

##### ( ) 設置等の経緯

本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2022年10月4日、ユニマットライフから意向表明書を受領したことを契機として、TMI総合法律事務所の助言も踏まえ、ユニマットライフが当社の支配株主（親会社）であり、本取引が構造的な利益相反の問題が存在する取引に該当することに鑑み、当社取締役会において、本取引の是非につき審議及び決議を行うに先立ち、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2022年10月20日開催の取締役会決議により本特別委員会を設置いたしました。かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、2022年10月上旬から、ユニマットライフから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点

から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、T M I 総合法律事務所の助言も得つつ、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の全員に対して、ユニマットライフから本取引に関する協議を開始したい旨の意向を受けた旨、並びに本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を説明いたしました。また、当社は、並行して、T M I 総合法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の検討を行いました。その上で、当社は、本特別委員会の委員の候補者が、ユニマットライフからの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、上記の当社の独立社外取締役及び独立社外監査役と協議し、T M I 総合法律事務所の助言を得て本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、稲田英一郎氏、小池良輔氏及び川井隆史氏の3名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）。本特別委員会の委員のうち、小池良輔氏及び川井隆史氏は当社の役員ではないものの、当社は、弁護士もしくは公認会計士として本取引を検討する専門性・適格性を有すると判断されることから適任であると考えています。

その上で、当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2022年10月20日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が当社グループの企業価値向上に資するかを含みます。）に関する事項、(b)本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の妥当性を含みます。）に関する事項、(c)本取引の手續の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。）に関する事項、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、当社取締役会による本取引に関する決定（本公開買付けに関する意見表明の決定を含みます。）が少数株主に不利益か否か（以下、(a)から(d)を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、当社は、本特別委員会を当社取締役会から独立した合議体として位置付け、当社取締役会は、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定（本公開買付けに対する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含みます。）を行わないものとする旨を決議しております。併せて、当社は、本特別委員会に対して、(a)本特別委員会自らユニマットライフと協議・交渉する機会の設定を要望する権限のほか、(b)本特別委員会が当該機会の設定を要望しない場合であっても、ユニマットライフとの協議・交渉の方針について、当社に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができる権限、(c)必要と認めるときは、当社の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、

算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限、並びに(d)本特別委員会は、本取引に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限等をそれぞれ付与しております。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

#### ( ) 検討の経緯

本特別委員会は、2022年11月1日から2023年2月8日までの間に合計12回にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である東京共同会計事務所並びに当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所について、ユニマットグループ及び応募予定株主の関連当事者には該当しないこと、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことその他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれの選任を承認しております。

また、本特別委員会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、当社が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、本特別委員会は、TMI総合法律事務所から受けた助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会は、当社が作成した事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しております。

本特別委員会は、ユニマットライフに対して質問事項を提示し、ユニマットライフから、本取引の目的や意義及び背景、本取引の条件並びに本取引後の経営方針等についてインタビュー形式により質疑応答を実施し、また、当社から、本取引の目的や意義、当社事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施しております。

加えて、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「算定の概要」に記載のとおり、東京共同会計事務所は当社作成の事業計画を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、東京共同会計事務所が実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件等について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認し

ております。

また、本特別委員会は、当社から、当社とユニマットライフとの間の交渉について、当社から適時に報告を受けた上で、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会は、ユニマットライフからの本公開買付価格を含む本取引の取引条件に関する提案を当社が受領次第、当社から報告を受け、東京共同会計事務所によるユニマットライフとの交渉方針等についての分析・意見を踏まえて検討を行いました。このように、本特別委員会は、当社とユニマットライフとの間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与いたしました。

さらに、本特別委員会は、TMI総合法律事務所から、複数回、当社が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

#### ( ) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2023年2月9日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

本取引の目的の合理性(本取引が当社グループの企業価値向上に資するかを含む。)に関する事項について

#### ( ) 本取引の目的等

本特別委員会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社グループの企業価値の具体的な内容並びにこれらを踏まえた当社グループの企業価値向上の可能性等について、当社及びユニマットライフに対する質疑を通じ、詳細な検討を実施した。

その結果、本特別委員会としては、本取引が当社グループの企業価値向上に資するという当社及びユニマットライフの判断に、不合理な点は認められないと考えるに至った。

#### ( ) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。)に関する事項について

#### ( ) 東京共同会計による株式価値算定書



当社が東京共同会計から取得した株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると854円から926円、DCF法によると1,188円から1,544円とされているところ、本公開買付価格(1,220円)は、市場株価法による算定結果の範囲を上回るとともに、DCF法による算定結果のレンジの範囲内の金額である。

そして、本特別委員会は、東京共同会計から株式価値算定に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、当社に対してDCF法による算定の基礎となる当社の事業計画に関する質疑応答を行い、また、東京共同会計に対して当該価値算定の前提等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な株式価値の評価実務に照らして、これらの内容に不合理な点は認められなかった。

また、本公開買付価格(1,220円)のプレミアム水準は、東京証券取引所スタンダード市場における、2023年2月8日の当社株式の終値940円に対して29.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値926円に対して31.75%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値899円に対して35.71%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値854円に対して42.86%であり、同種の他社事例のプレミアム水準を踏まえても、本公開買付価格(1,220円)には合理的なプレミアムが付されていると考えられる。

加えて、本公開買付価格(1,220円)は、直近3年間における当社の市場株価の最高値(1,029円)を上回る金額である。

( ) 交渉過程の手續の公正性

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「( ) 判断内容」の「本取引の手續の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手續は少数株主の利益保護の観点から公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

( ) 本公開買付け後の手續の合理性

本公開買付けに応募しなかった当社の株主に対しては、本公開買付けの後に実施される予定の株式売渡請求又は株式併合の方法を用いた当社の株主をユニマットライフのみとするための一連の手續(以下「本スクイーズアウト手續」といいます。)において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手續において交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該当社の株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定である。

( ) 対価の種類

本取引の対価は金銭とされているところ、ユニマットライフらが非上場会社であることを踏まえると、本取引において、流動性が乏しいユニマットライフらの株式を対価とするので

はなく、金銭を対価とすることは妥当と認められる。

( ) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

本取引の手の続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について

( ) 当社による検討方法

当社は、本取引について検討するにあたって、ユニマツグループ及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーである T M I 総合法律事務所並びにユニマツグループ及び応募予定株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である東京共同会計から助言・意見等を得ながら、当社グループの企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手の続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行った。

本特別委員会は、T M I 総合法律事務所及び東京共同会計の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社のリーガル・アドバイザー及び当社株式に関する第三者算定機関としてそれぞれ承認した。また、本特別委員会としても、必要に応じて T M I 総合法律事務所及び東京共同会計より専門的助言を受けることができることを確認し、現に助言・意見等を得てきた。

( ) 当社による協議・交渉

当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本公開買付価格について、当社の少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉をユニマツライフとの間で複数回にわたって行った。

そして、1株当たり1,220円という本公開買付価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり1,000円とするユニマツライフの当初の提案より、220円の価格引上げを引き出した。

( ) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

当社を代表して本取引を検討・交渉する役職員には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社の取締役のうち、高橋洋二氏は、ユニマツライフの代表取締役を兼任していること、また、当社の監査役のうち、山内森夫氏は、ユニマツライフの取締役を兼任していること、芦田幸一氏はユニマツホールディングの代表取締役を兼務していることから、いずれも本取引において当社と利益相反のおそれがあることを踏まえて、取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてユニマツライフとの協議及び交渉にも一切関与していない。

( ) マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) 条件

本公開買付けにおいて、ユニマットライフは、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) 条件を本公開買付け成立の条件とはしていないものの、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあること、及び本公開買付けにおいては、適切な公正性担保措置が実施されており、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる。

( ) 他の買収者による買収提案の機会の確保 (マーケット・チェック)

本公開買付けに関しては、公開買付期間が法令において定められた最短期間 (20 営業日) よりも長期である 30 営業日に設定される予定であるとともに、ユニマットライフと当社とは、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保について配慮されている。

なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点に加え、本取引の検討に至るまでの過程において、ユニマットライフが当社株式について第三者に対する売却を打診したことはなく、また、対抗的買収提案があった場合であっても、ユニマットライフは、その条件に関わらず、当社株式を売却しない意向を有していることからすれば、仮に積極的なマーケット・チェックを実施したとしてもその実効性は乏しいものと考えられる。

( ) 本特別委員会の意見を最大限尊重すること

当社は、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定は行わないこととしている。

( ) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

当社取締役会による本取引に関する決定(本公開買付けに関する意見表明の決定を含む。)

が当社の少数株主に不利益か否かについて

上記 乃至 その他の事項を踏まえ慎重に検討した結果、当社の取締役会が、( i ) 本公開買付けに関して、賛同の意見を表明し、かつ当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、及び ( ii ) 本公開買付け後に株式売渡請求又は株式併合の

方法を用いた本スクイズアウト手続を実施することを決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断するに至った。

#### 当社における独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、ユニマットグループ及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーとして T M I 総合法律事務所を選任し、T M I 総合法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する留意点に関する法的助言を受けております。

なお、T M I 総合法律事務所は、ユニマットグループ及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本取引に係る T M I 総合法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件として支払われる成功報酬は含まれておりません。本特別委員会は、T M I 総合法律事務所の専門性・独立性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。

#### 当社における独立した検討体制の構築

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「( ) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、ユニマットグループ及び応募予定株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、2022年10月4日付でユニマットライフから意向表明書を受領したことを契機として、T M I 総合法律事務所から受けた助言を踏まえ、直ちに、ユニマットライフから独立した当社の取締役1名及び従業員5名をはじめとした検討、交渉及び判断を行う体制を構築し、本特別委員会とともに当社とユニマットライフとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる当社事業計画の作成過程に専属的に関与しており、2023年2月9日に至るまでかかる取扱いを継続しております。また、当社は、2022年10月4日、ユニマットライフから意向表明書を受領して以降、当社とユニマットライフとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる当社事業計画の作成過程において、構造的な利益相反の疑いを排除する観点から、当社以外のユニマットグループの各社の役職員を兼任・兼務する当社の役職員を関与させておりません。

また、当社の社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないこ

とについて、本特別委員会から承認を得ております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、東京共同会計事務所から受けた助言及び当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社グループの企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議いたしました。

その結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引を通じて、ユニマットグループ全体の最適化を目指すための一員として、人的交流により強固な連携関係を構築するとともに、機動的かつ迅速な意思決定環境を整えることにより、当社グループを含むユニマットグループの一体的な事業運営と、経営資源の有効活用が可能となることから、本取引を通じて当社株式を非公開化することが当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2023年2月9日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。また、当該取締役会には、当社の監査役4名中、澤栗巖氏、山内森夫氏及び芦田幸一氏を除く1名の社外監査役が出席し、当社が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて異議がない旨の意見を述べており、また、澤栗巖氏は、業務上の都合により当該取締役会を欠席しましたが、当該取締役会に先立ち、当社が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、上記取締役会時点の当社の取締役4名のうち、高橋洋二氏は、ユニマットライフの代表取締役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において本取引に関する検討並びにユニマットライフとの協議及び交渉には一切関与しておりません。また、当社の監査役4名のうち、山内森夫氏はユニマットライフの取締役を兼務していること、芦田幸一氏はユニマットホー

ルディングの代表取締役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会の審議には参加しておらず、決議に対して意見を述べることを差し控えており、当社の立場において本取引に関する検討並びにユニマットライフとの協議及び交渉には一切関与しておりません。

#### 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

ユニマットライフは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、ユニマットライフは、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しているとのことです。このように、ユニマットライフは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式についてユニマットライフ以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

#### 4. 売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

ユニマットライフは、売渡対価を、東日本銀行からの2,700百万円を限度とした借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）により支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、本銀行融資に係る2023年2月9日付融資証明書を確認し、その後ユニマットライフ及び東日本銀行の間で本銀行融資に係る金銭消費貸借契約が締結されたことを確認した結果、ユニマットライフが売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められること、及び、ユニマットライフによれば、上記金銭消費貸借契約を締結した2023年3月30日以降、売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、ユニマットライフによる売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

#### 5. 売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付し、当該方法により売渡対価の交付ができなかった売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（但し、売渡対価の交付に

ついてユニマットライフが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により、売渡対価を交付するものとされているところ、上記の売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

- 6 . 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

該当事項はありません。

以上